

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の規定に基づく立
入検査をする環境省の職員の携帯する身分を示す証明書の様式を
定める省令

(平成十二年八月十四日 総理府令第九十九号)

最終改正 平成二十二年四月一日
環 境 省 令 第 七 号

環境大臣がその職員に携帯させる化学物質の審査及び製造等の規制
に関する法律第四十四条第四項の証明書は、別記様式によるものとす
る。

附則(平成二十二年四月一日環境省令第七号)

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。